

養護老人ホームひさご荘のあり方検討委員会

最 終 報 告

令和7年11月27日

1 最終報告

養護老人ホームひさご荘のあり方検討委員会は、令和7年7月29日に中間報告として、

「今後のひさご荘のあり方として、民間譲渡（民営化）を第一の選択肢と考えるものであり、その最終決定に際しては、サウンディング型市場調査を実施したうえで、その結果を踏まえて検討することが適当である」（注：5・6頁に中間報告の要旨を掲載）

との報告を正副管理者に対して行った結果、サウンディング型市場調査を実施することについて了承されたことから、このことを受け、議会全員協議会において説明後、公募により「養護老人ホームひさご荘の民間譲渡（民営化）検討のためのサウンディング型市場調査」を実施した。

公募の結果、3つの社会福祉法人から応募があり、その3法人からひさご荘の民間譲渡（民営化）について直接意見を聴き取ることができた。

その調査結果をもとに民間譲渡（民営化）の妥当性及び有効性等について、改めて検討を行った結果、養護老人ホームとしての役割を引き継ぎ、長期にわたって運営を継続することができる的確な事業者を公募により確保することは十分に可能であると判断される。

また、養護老人ホームをめぐる社会情勢を鑑みた場合、現在のような1法人1施設による運営形態では、いっそう経営が困難になるものと予想される。

よって、現行の直営（公設公営）による運営を見直し、養護老人ホームとしての運営を継続することを前提とした民間譲渡（民営化）を行うことが適当である。

以上、報告いたします。

2 譲渡先運営事業者の選定条件等について

譲渡先運営事業者を選定する場合の主な条件等は次のとおり。

- (1) 譲渡を受けた施設の運営開始（民営化）の期日は、令和9年4月1日とする。
- (2) 養護老人ホームひさご荘（以下「ひさご荘」という。）の建物については、無償譲渡とし、土地については有償貸付けとする。
- (3) ひさご荘の民営化後の運営は、当該建物の譲渡及び土地の貸付けを受けた運営事業者自らが運営すること。

- (4) ひさご荘の譲渡等を受けた運営事業者（以下「運営事業者」という。）は、譲渡又は貸付を受けた日から、少なくとも10年間は、養護老人ホームとして施設の運営を行わなければならない。施設の入所者の定員は、現行のとおりとする。
- (5) 現在の入所者について、運営事業者は、入所者本人（家族等を含む。）が引き続き民営化後の入所を希望する場合は、その希望に応じること。
- (6) 現在行っている入所者へのサービス等（活動・行事を含む。）について、運営事業者は、民営化後も可能な限り継続するよう努めることとし、やむをえず変更又は廃止する場合は、一定の移行期間を設けるなど、入所者（家族を含む。）の心情等に配慮すること。
- (7) 運営事業者は、構成町（東彼杵町、川棚町及び波佐見町をいう。以下同じ。）からの措置入所者を優先的に受け入れること。
- (8) 運営事業者は、構成町からの緊急的な短期入所や虐待等の対応のための入所など、困難事例の入所要請に可能な限り対応すること。
- (9) 現在勤務している職員が、民営化後も引き続き就労することを希望する場合は、可能な限り運営事業者において引き続き雇用するよう努めること。
- (10) 入所者に対して、当面の間、法令等で定める負担及び食費等に係る実費負担以外の負担は徴しないこと。
- (11) 運営事業者は、入所者との話合いの場を設け、意見や要望について、対応できる事案は対応すること。
- (12) 運営事業者は、地元自治会及び地域住民との友好的な関係構築を図り、地域活動に協力するなど地域に根差した施設づくりに努めること。

3 付帯意見

ひさご荘の正規職員については、民間譲渡（民営化）が行われた場合、地方公務員としての（ひさご荘職員の）職を喪失することになるものであるが、本人の意に反して地方公務員としての身分を失うことが無いよう配慮をお願いしたい。

I. 経過

第1回会議（令和7年4月22日（火）出席委員8名）

- (1) 委嘱状交付
- (2) 委員長の指名、副委員長の指名
- (3) ひさご荘の現状について
- (4) 今後の検討課題及びスケジュール等について

第2回会議（令和7年5月22日（火）出席委員8名）

- (1) ひさご荘の収支見込
- (2) 短期入所生活介護（ショートステイ）の運営について
- (3) 今後の運営方式の形態別の整理
 - ① 現状どおり東彼地区保健福祉組合が運営（公設公営）
 - ② 指定管理者制度（公設民営）に移行
 - ③ 民間譲渡し、民営化する。
 - ④ 段階的に閉鎖又は縮小
- (4) 養護老人ホームの設置・運営主体の推移（全国的な動向）

第3回会議（令和7年7月10日（水）出席委員7名）

- (1) 公立施設（九州管内）の状況
- (2) ひさご荘入退所予測（令和7年度から10年間）
- (3) 今後の運営方式の形態別の整理

東彼地区保健福祉組合管理者・副管理者会議において中間報告
令和7年7月29日（火）

東彼地区保健福祉組合議会全員協議会において中間報告及びサウンディング型市場調査のについて説明
令和7年8月8日（金）

第4回会議（令和7年8月19日（火）出席委員7名）

- (1) サウンディング型市場調査の実施について

第5回会議（令和7年11月10日（月）出席委員8名）

- (1) サウンディング型市場調査の実施結果について
- (2) 最終報告について

II. 中間報告の要旨

中間報告（令和 7 年 7 月 29 日）において、ひさご荘をめぐる課題や状況を整理したうえで次のように取りまとめ、報告を行っていたものである。

- （1）養護老人ホームひさご荘（以下「ひさご荘」という。）は、令和 5 年度まで、措置費等の特定財源による運営を維持していたが、令和 6 年度から収支が悪化し、特定財源だけにより運営が困難になり、その財源不足に対して各町の分担金により対応せざるを得ない状況になっている。
- （2）この収支悪化の大きな要因は、人件費の増と入所者の減少によるものであり、とりわけ、ひさご荘においては、職員全体に占める会計年度任用職員の割合が 7 割を超えることから、令和 2 年度からの会計年度任用職員制度の創設に伴う期末手当の制度化、その後の勤勉手当の開始（令和 6 年度）、さらに近年の若年層職員（給料表 1・2 級）の給与等の引上げが大きく影響していると考えられる。
- （3）主として人件費の増加を要因とするこの財源不足は、試算した結果、一過性のものではなく、今後、確実に増加していくものと見込まれる。
- （4）長崎県内における、公設公営の養護老人ホームは、ひさご荘も含め 2 施設だけとなっており、九州管内（沖縄県を除く。）においても鹿児島県と長崎県が 2 施設ずつ、福岡県と熊本県が 1 施設ずつ、佐賀県、大分県、宮崎県は 0 施設という状況であり、ひさご荘にかぎらず他の養護老人ホーム施設においても公設公営による維持運営は困難な状況にあるものと推測される。
- （5）公設公営方式により運営していくとした場合、財源不足は一過性のものにとどまらず、確実に拡大し、それに合わせて各町の分担金も増大していくことが確実であり、現状のまま運営を続け、各町の分担金によりそれを維持していくことは、財政的に極めて大きな負担となっていくものと見込まれる。
- （6）今後のひさご荘の入退所予測を推計した結果、毎年 1～2 名程度減少していくと予想されるが、今後、単身高齢者の増加や親族関係の希薄化に伴い、高齢者の孤立化が進むものと予想され、さらに、高齢者虐待も深刻な社会問題となっており、このような社会情勢を鑑みると、3 町の養護措置対象者に迅速かつ適切に対応するためには、今後も何らかの形で養護老人ホームを存続させる必要がある。

(7) 民間譲渡（民営化）について判断するうえで、今後、高齢者人口が減少に転じると予想される中、ひさご荘を譲り受け、養護老人ホームとして運営する意欲のある運営事業者が現れるかどうか不明であることから、民間譲渡（民営化）について何らかの確証が得られてから、最終的な決定をすることが望ましい。

(8) ひさご荘民営化検討に際してサウンディング型市場調査を実施し、公募を行った場合の運営事業者の存在の有無、実現性が高い公募の条件などについて、応募者との意見交換により事前に把握することは、民営化することの妥当性や有効性を見定め、ひさご荘のあり方の最終判断を、より適正かつ確実なものにするために有効な手続きであると考えられる。

以上のことから、今後のひさご荘のあり方として、民間譲渡（民営化）を第一の選択肢と考えるものであり、その最終決定に際しては、サウンディング型市場調査を実施したうえで、その結果を踏まえて検討することが適当であると判断した。

Ⅲ. サウンディング型市場調査の結果について

(1) 次のとおりサウンディング型市場調査を実施した。

令和7年9月1日 ----- サウンディング型市場調査の募集開始
令和7年9月1日～10月10日 ----- 募集期間
令和7年10月21日～10月28日 ----- 個別対話の実施
応募事業者：3法人

(2) 実施結果の詳細は、「養護老人ホームひさご荘の民間譲渡（民営化）検討のためのサウンディング型市場調査の実施結果（概要）」として東彼地区保健福祉組合のホームページにおいて公表